

議第210号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第2第1項第1号の表中「1面2時間につき 660」を「1面1時間につき 330」に、「990」を「500」に、「1,320」を「670」に、「1,800」を「920」に、「280」を「300」に、「350」を「380」に、「500」を「540」に、「630」を「640」に、「740」を「760」に、「970」を「990」に、「1,080」を「1,110」に、「230」を「250」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 相撲場および大はらつば広場

区		分	金 額
相 撲 場	本 土 表	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合 1時間につき 620 円
		その他の場合	同 1,420
		入場料等を徴収する場合	入場料等が1,000円以下の場合 同 8,500
		入場料等が1,000円を超える場合	同 17,020
	屋 内 練 習 場	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 310
		その他の場合	同 440
大 は ら つ ば	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	平 日	同 1,360
		休 日 等	同 2,050

広場（貸切り使用の場合に限る。）	入場料等を徴収する場合	入場料等が1,000円以下の場合	平日	同	2,730
			休日等	同	4,070
	入場料等が1,000円を超える場合	平日	同	5,450	
		休日等	同	8,160	

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区 分		金 額	
ゲートボール場	平日	1面1時間につき 380円	
	休日等	同 500	
多目的グラウンド	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	同 440
		休日等	同 620
	その他の場合	平日	同 800
		休日等	同 1,200

(4) 管理センター

区 分	金 額	
	昼間利用	宿泊
和室 1	1時間につき 280円	1人1泊につき 680円
和室 2	同 280	
和室 3	同 280	
和室 4	同 280	

別表第2第2項の表中「1面2時間につき

350」を「1面1時間につき

190」に、「460」を「250」に、「690」を「380」に、「920」を「500」に改め、別表第2注3中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同表注8を次のように改める。

- 8 この表（第1項第1号の表を除く。）に掲げる施設の使用時間が第3条第1項に規定する開園時間を超える場合は、超過時間について、この表に定める額を適用した額を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。